

— 重要事項説明書 —

1 事業者

名 称	社会福祉法人 長門市社会福祉協議会
所 在 地	長門市東深川1321番地1
電 話 番 号	(0837) 22-8294
代 表 者	会長 桧垣 正男

2 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業 指定障害児相談支援事業
事業の目的	利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が利用者に対して必要な障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく指定相談支援サービスを適正に提供することを目的とします。
事業所の運営方針	利用者及び利用者の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って支援を行います。また、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して支援を行います。
事業所名	地域活動支援センターたけのこ村
所 在 地	長門市西深川10845番地1
電 話 番 号	(0837) 22-1633
管 理 者	村長 久保田 欣康
開 設 年 月 日	平成26年10月1日

3 事業実施地域

長門市
-----

4 営業時間

営 業 日	月～金曜日 (祝日を除く) (12月29日～1月3日除く)
受 付 時 間	8時30分～17時15分
サービス提供時間帯	同上

## 5 職員体制

### <主な職員の配置状況>

職 種	常 勤	非常勤
1. 管 理 者	1	—
2. 相 談 支 援 専 門 員	3	—
3. 支 援 員	1	—

当事業所では、利用者に対して指定（特定・障害児）相談支援を提供する職員として、上記の職種を配置しています。

## 6 サービス内容

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定（特定・障害児）事業所として指定（特定・障害児）相談支援サービスを実施しています。
- (2) 指定（特定・障害児）支援サービスとは、ご利用者及び家族の希望や置かれている状況等を踏まえて、福祉サービスの利用に関する（サービス利用計画）を作成するとともに、各サービスの状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整を行う事業です。
- (3) サービス利用計画の作成やその後の相談、支援はあなたの担当の「相談支援専門員」が行います。

### (4) サービス利用計画の作成の流れ

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス利用計画を作成します。

### (5) サービス利用計画作成後の便宜の供与

- ①利用者及びその家族等と面接し、経過を把握します。
- ②サービス利用計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、福祉サービス等の事業者等との連絡調整を行います。
- ③福祉サービス等の実施状況や利用者の状況について定期的に再評価を行い、サービス利用計画の変更、支給決定の更新申請等に必要な援助を行います。

### (6) サービス利用計画の変更

利用者がサービス利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス利用計画を変更します。

### (7) 障害者支援施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が病院や障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、紹介その他の便宜の提供を行います。

## 7 サービスの利用料金

### (1) 介護給付費対象サービスに関する利用者負担額

事業者が介護給付額を市町村から受取る場合（法定代理受領）には、利用者負担額はありせん。

### (2) 介護給付費対象外サービスに関する実費負担額

事業の実施地域以外の場合の交通費	片道	10km未満	<u>200円</u>
	片道	10km以上	<u>300円</u>

### (3) 利用料金の支払い方法

(2) の利用・費用は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので下記の指定口座にお振込下さい。

銀行名	支店名	口座種類	名義人	口座番号
山口銀行	長門支店	普通預金	社会福祉法人長門市社会福祉協議会 会長 檜垣 正男	6117802

## 8 サービス利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 9 事故発生時の対応方法

(1) 本事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が生じた場合には、行政、利用者の家族に連絡するとともに、必要な対策を講じます。また、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

(2) 本事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、社協加入の保険で速やかに誠意を持って損害賠償を行います。

## 10 虐待防止について

虐待の防止について事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、虐待の早期発見並びに国や地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めるとともに、下記の対策を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

③前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者	管理者 久保田 欣康
-------------	------------

### 1 1 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、指定（特定・障害児）相談支援サービスを提供した日から5年間です。

- ① サービス利用計画
- ② アセスメントの記録
- ③ サービス調整会議等の記録
- ④ モニタリング結果の記録
- ⑤ 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省で義務付けられた市町村への通知事項
- ⑥ 利用者からの苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

### 1 2 身分証携行義務

本事業所では、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

### 1 3 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

苦 情 等 申 立 先	
当事業者の 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"><li>・長門市社会福祉協議会苦情解決制度</li><li>・苦情解決責任者 長門市社会福祉協議会 事務局長 宇野 英樹</li><li>・申し出者の希望により第三者委員へ苦情、要望を申し出ることができる。</li><li>・ご利用になれる時間帯 8:30~17:15 (土日・祝日・12月29日~1月3日休み)</li><li>・TEL 0837-22-8294 FAX 0837-22-4340</li></ul>
長門市役所 地域福祉課障害者支援班	<ul style="list-style-type: none"><li>・山口県長門市東深川 1339 番地 2</li><li>* 長門市役所及び油谷・日置・三隅の各支所所管窓口 (受付時間 8時30分から17時15分まで※土日・祝日・</li></ul>

(支所所管課)	12/29～1/3 は除く) ・ T E L 0837-23-1243 F A X 0837-22-3680
山口県での窓口	・ 山口県山口市滝町1番1号 山口県庁内 健康福祉部障害者支援課 ・ T E L 083-933-2735&2764 F A X 083-933-2779

#### 1.4 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>①利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</li> <li>○ 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者（以下「従業者等」という。）は、業務上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>○ また、この秘密を保持する義務は、契約が終了した後においても継続します。</li> <li>○ 事業者は、従業者等に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者等である期間及び従業者等でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者等との雇用契約の内容とします。</li> </ul>
<p>②個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</li> <li>○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</li> <li>○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しての複写料は利用者の負担となります。）</li> </ul>

# 重要事項説明・個人情報使用 同意書

令和 年 月 日

私は、指定（特定・障害児）相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所 所在地 長門市西深川10845番地1  
名称 地域活動支援センターたけのこ村  
村長氏名 久保田 欣康 印

説明者職名 相談支援専門員氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定（特定・障害児）相談支援サービスの提供開始に同意しました。また、個人情報保護法及び守秘義務に基づいた支援計画の作成、担当者会議、病院・施設において、関連機関やサービス提供機関、病院・施設等との連携を図る職員研修、福祉実習など正当な理由がある場合において、必要とみなされる私や家族の個人情報が用いられることに同意しました。

(利用者住所) \_\_\_\_\_

(氏 名) \_\_\_\_\_ 印

《書名代行者》

私は、下記の理由により、上記利用者の意思を確認したうえ、上記書名を代行しました。

代行理由  疾病や身体的理由によるもの  
 その他 \_\_\_\_\_

(代行者住所) \_\_\_\_\_

(代行者氏名) \_\_\_\_\_ 印

(続 柄) \_\_\_\_\_